

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

（1）令和5年12月期

ア 再任用職員以外の職員

（原資）1.050月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分		1.206	1.242
第2区分		1.143	1.167
第3区分		1.065	1.071
第4区分		0.988	0.988
第5区分	B	0.975	0.975
	C	0.938	0.938
	D	0.900	0.900

イ 再任用職員

（原資）0.500月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分		0.528	0.528
第2区分		0.514	0.514
第3区分		0.500	0.500
第4区分		0.473	0.473
第5区分	B	0.467	0.467
	C	0.459	0.459
	D	0.451	0.451

(2) 令和6年度以降

ア 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

(原資) 1.025月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	1.119		1.149
第2区分	1.086		1.106
第3区分	1.039		1.044
第4区分	0.963		0.963
第5区分	C	0.913	0.913
	D	0.875	0.875

イ 再任用職員

(原資) 0.4875月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	0.4915		0.4915
第2区分	0.4895		0.4895
第3区分	0.4875		0.4875
第4区分	0.4605		0.4605
第5区分	C	0.4465	0.4465
	D	0.4385	0.4385

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。